

提 案 理 由

報告第2号 平成27年度養父市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成27年度養父市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

理 由 上記2報告は、平成28年度に繰り越した事業の繰越計算書を報告するものである。

報告第4号 委任専決処分をしたものについて
専決第2号 損害賠償の額を定め和解することについて

理 由 市道管理瑕疵の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

平成28年2月9日、養父市別宮地内で市道葛畑大久保線を走行していた車両が、市道のセンター付近にできたくぼみに落ち、右側前輪のタイヤを破損させたもの

- ・過失割合 市の過失30% 相手の過失70%
- ・損害額 6,513円
- ・協議が整った日 平成28年3月1日

報告第5号 委任専決処分をしたものについて
専決第3号 損害賠償の額を定め和解することについて

理 由 水道施設管理瑕疵の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

平成27年9月17日、養父市新津地内で県道養父穴栗線を走行していた車両の左後輪が、鉄蓋の無い状態の水道仕切弁の穴の角に衝突し、タイヤ等を破損させたもの

- ・過失割合 市の過失100%
- ・損害額 56,732円
- ・協議が整った日 平成28年3月7日

承認第1号
専決第4号

専決処分したものにつき承認を求めることについて
養父市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例制定の専決処分について

理由

平成28年度の組織改編による課名の変更に伴い、所要の改正をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことに対し、承認を求めるものである。

【改正内容】

審議会の庶務を行う課名の変更

- ・養父市特別職報酬等審議会条例
企画総務部総務課 → 企画総務部総務財政課
- ・養父市企業等審議会条例
産業環境部商工振興課 → 産業環境部商工観光課
- ・養父市私立学校審議会条例
企画総務部総務課 → 企画総務部総務財政課

議案第64号

養父市職員の降給に関する条例の制定について

理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が施行され、人事評価制度等を実施するに当たり、条例の制定を行うものである。なお、施行日は公布の日からである。

【制定内容】

・人事評価の結果が最下位である場合等において、改善措置を実施したにもかかわらず、職務の遂行が困難な場合は降給も可能とするものなど。

議案第65号

養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

理由

養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成28年養父市条例第5号）で第10条、第11条を追加したことに伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は公布の日からである。

【改正内容】

- ・第12条第1項の条文 「前3条」→「第7条から第9条まで」

議案第66号

養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について

理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年

政令第133号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成28年4月1日(地方税法施行規則の一部を改正する等の省令は平成29年4月1日)から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は、公布の日からなどである。

【改正内容】

- ・個人住民税・法人市民税の延滞金の算出方法の変更
- ・法人住民税法人税割の引き下げ(100分の9.7を100分の6とする)
- ・軽自動車税の自動車取得税の廃止と環境性能割りの創設
- ・スイッチOTC薬控除の創設
- ・再生可能エネルギー電気のがまち特例の導入と適用期限の延長
- ・税自動車税のグリーン化特例の見直しと延長

議案第67号

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第194号)が施行されたことに伴い、公職選挙に係る選挙運動の公費負担に係る経費の限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は公布の日からである。

【改正内容】

引上げ項目

- ・選挙運動用自動車に係る公費
- ・選挙運動用ビラの作成に係る公費
- ・選挙運動用ポスター作成に係る公費

議案第68号

養父市立コミュニティスポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

養父市立建屋コミュニティスポーツセンターを6次産業化拠点施設として活用することに伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年7月1日からである。

【改正内容】

- ・養父市立建屋コミュニティスポーツセンターの削除

議案第69号

養父市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

理由 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が改正され、農業委員の選出方法、定数等が改正されたため、養父市農業委員会の委員の定数に関する条例（平成16年養父市条例第167号）を廃止し、新たに農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を規定する条例を定めるものである。なお、施行日は平成28年11月1日からである。

【制定内容】

・農業委員	会長	1人	→	1人
	会長職務代理者	1人	→	1人
	委員	23人	→	11人
・農地利用最適化推進委員		0人	→	12人

同意第7号 養父市農業委員会委員の認定農業者過半数要件に対する例外適用につき同意を求めることについて

理由 農業委員会等に関する法律第8条第5項及び同法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものである。

【内容】

・改正された農業委員会等に関する法律では、市長が任命する農業委員の過半数を原則として認定農業者とすると規定されているが、市内の認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回る場合には、議会の同意を得て例外が認められる。

議案第70号 養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理由 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、大幅な減員となる農業委員の報酬（年額）見直しと、新たに設置されることとなった農地利用最適化推進委員の報酬（年額）を定めるため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年11月1日からである。

【改正内容】

・農業委員会	会長	290,000円	→	320,000円
	会長職務代理者	250,000円	→	280,000円
	委員	220,000円	→	250,000円
・農地利用最適化推進委員		- 円	→	200,000円

議案第71号 養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

理由 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正

	<p>する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第303号）、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は公布の日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域限定保育士の創設に伴い、保育士の資格に加える。 ・ 避難階段及び特別避難階段の基準の改正
議案第72号	<p>養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は公布の日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域限定保育士の創設に伴い、保育士の資格に加える。
議案第73号	<p>養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は公布の日からとし、平成28年4月1日から適用するものである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親世帯等保育料負担軽減 年収約360万円未満世帯で、ひとり親家庭や障がい者世帯等の第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償 ・ 多子世帯の保育料負担軽減 年収約360万円未満世帯について多子計算における年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償
議案第74号	<p>但馬広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約の制定について</p>
理由	<p>現在の組合事務所の老朽化に伴い、豊岡市役所本庁舎に移転しようとすることから、規約を改正する必要性が生じたため、関</p>

係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

【改正内容】

- ・事務所の位置を豊岡市役所の住所地に変更。

議案第75号 平成28年度養父市一般会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成28年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成28年度養父市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

理由 上記3議案は、当面必要とする経費の補正を行うものである。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

理由 上記3議案は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。

【推薦する者】西村 勝（再任）

高岡 けい子（再任）

竹内 悦子（再任）

【任期】平成28年10月1日～平成31年9月30日